鳥取県インターンシップ推進協議会

**【学生・企業共通】**

**リモート型とっとりインターンシップ実施要領**

**第１　目的**

この要領は、リモート型でのとっとりインターンシップ等（以下、「リモートインターン」という。）を実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

**第２　定義等**

この要領における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

（１）リモートインターン

学生がパソコン等通信機器を使用することにより、企業のオフィス等に赴くことなく、自宅等で就業体験と同等と認められる程度の活動ができる形式のインターンシップをいう。（これに対し、学生が企業のオフィスや現場等に赴く形式のインターンシップを「従来型」という。なお、ハイブリッド型（従来型とリモートの併用）の実施も可能とする。）

（２）企業

とっとりインターンシップの受入れ企業として登録している企業をいう。

（３）学生

企業でのリモートインターンを希望する、大学、大学院、短期大学、高等専門学校（４年生以上）、専門学校の学生をいう。

**第３　実施内容等**

（１）実施内容

リモートインターンの実施内容は、とっとりインターンシップ実施要綱第４条に記載された内容に準じること。

（２）実施にあたり配慮すべき事項

リモートインターンの実施にあたっては、学生と企業とが円滑なコミュニケーションを図るという観点から、企業は、例えば次の点に配慮するよう努めるものとする。

　　①１日１回以上、学生と企業が双方向で打ち合わせや意見交換を行える環境が整備されていること（オンライン上でのWEB会議など）

　　　　②活動時間内における学生から企業担当者への相談環境が整備されていること（メール等で担当者とやりとりすることが可能など）

**第４　費用負担**

（１）パソコン等通信機器

学生がパソコン等通信機器を使用する場合の当該パソコン等通信機器は、学生の所有物、又は企業が貸し出したものとする。また、企業が貸し出す場合には、郵送により学生へ送付することとし、発送費用は発送者の負担とする。

なお、企業が貸し出したパソコン等通信機器を学生が破損した場合の責任については、学生、企業双方の協議によるほか、通常の損害賠償責任の規定に準ずるものとする。

（２）通信費

　　　リモートインターンに参加する場合に必要となる学生側の通信費は、学生の負担とする。ただし、リモートインターンの実施期間が合計３日以上になる場合、１日当たり定額５００円を通信費相当分として助成する。

**第５　セキュリティ対策**

（１）個人情報及び企業情報の取扱い

　　　学生、企業双方はリモートインターンの実施に必要と認められる情報以外の情報を不当に入手してはならない。また、リモートインターンで知り得た個人情報や企業情報を第三者に漏洩してはならないものとする。

（２）ウイルス対策

　　　学生が自ら所有するパソコン等通信機器を使用する場合における必要なウイルス対策については、企業が学生に事前に提示し、学生はこれに従うものとする。

**第６　その他**

　　この要領に定めのない事項については、「とっとりインターンシップ実施要綱」の規定に従うほか、

鳥取県及び中央会が協議して別に定める。

附　則

　この要領は、令和２年６月１７日から施行する。

　この要領は、令和３年２月１７日より適用する。

　この要領は、令和５年４月１日より適用する。